

浜松医療センター病児・病後児保育室あんふあん 利用同意書

浜松医療センター 病児・病後児保育室 あんふあん 宛

浜松医療センター 病児・病後児保育施設あんふあんの利用について、下記の事項の内容を確認の上、同意します。

- 1 病児・病後児保育室あんふあん（以下、保育室）を利用できる者（以下「利用者」という）は、当院に勤務する直接雇用職員の子どもとする。
- 2 保育室の利用を希望する者は所定の児童登録票を事前に提出し、利用する当日に所定の医師連絡票を保育室に提出する。
- 3 保育室の利用期間は、一定の病態が回復するまでの期間とする。ただし、子どもの健康状態及び保護者の状況により医師が必要と判断した場合は、必要最小限の範囲内で延長することが出来る。
- 4 当院勤務日（外勤は除く）に利用するものとする。
- 5 保育室の利用料は、次表の通りとする。

利用区分	利用時間	利用料（税込）
1日	8：00～17：30	2,000円
午前半日	8：00～13：00	1,000円
午後半日	13：00～17：00	1,000円

- 6 利用料金は、月締め請求となり、翌月給与より天引きとなる。1か月の利用料金が給与より上回る場合は、現金で徴収することとする。
- 7 登録の有効期限は、登録した日から当該年度の末日となる。
- 8 利用日は、緊急連絡が取れるようにする。また、緊急連絡が取れなかったことにより不利益が生じても、保育室では責任を負わない。
- 9 病状の急変で緊急に診察や治療の必要がある場合は、当院を受診し診察代等が保護者に別途発生する。
- 10 保育中に病状が悪化した場合は、保護者に連絡し必要があればお迎えとなる場合がある。
- 11 施設内の二次感染の防止には細心の注意を払っているが、子どもの健康状態や他の子どもの疾患状況等により、保育室内で感染を防止できない状況が生じ得ることがある。
- 12 万が一事故が発生した場合、その事故が故意または重大な過失によって発生したものでない限りその責任を問わない。
- 13 利用者（子ども）の故意または過失により、保育室の施設等を損傷し滅失した時はその損害の全部または一部を現状に回復しなければならない。
- 14 次のいずれかに該当する場合、保育室の利用を認めないものとする。
 - ・子どもの病状が変化し、病児保育室での保育対象に該当しなくなった場合
 - ・子どもが保育室の指示に従わなかった場合
 - ・病児保育室の規則（利用時間厳守・連絡なしキャンセル・保育前受診等）が守れなかった場合
 - ・その他保育室での保育が適当でないと判断した時
- 15 病児保育室関連の個人情報保護については、浜松医療センター個人情報保護規程に準じる。

申込日：令和 年 月 日

職員番号 保護者（署名）：

児童氏名：